

《 暫定プラン対応に伴う一連の流れのフロー図 3 》

例：単独でケアマネジメントしていたが、月を超えて認定結果が見立たと異なった場合の自己作成の手続き

	地域包括支援センター	指定居宅介護支援事業者	肝付町
認定申請月	①利用者から、(介護予防)居宅サービス計画作成の依頼がある。新規申請、区分変更申請、更新申請(結果が、更新前の認定有効期間内に確定しない場合)時、結果が出るまでの間にサービス利用が必要な場合。		
	②利用者の状況を確認し、要支援か要介護の見立てをする。 ★見立たと違う計画作成担当者が見つからず、単独でケアマネジメントを行う。		
	③暫定プランでサービスを利用する場合の介護サービス利用料については、認定結果によっては、非該当や要介護の区分支給限度額を超えてサービスを使う可能性があり、全額自己負担または、一部自己負担となる可能性がある事等について、利用者及びその家族に十分説明を行い、同意を得る。同時に、 <u>見立たと異なる認定結果が出た場合、計画作成担当者が見つかるまでは、自己作成プランの取り扱いとなることを説明し、同意を得たうえで、暫定プランを作成する。</u> ※1通所型サービスや訪問型サービスの希望があった場合、現行の介護保険サービス相当か緩和型サービスがある事を説明し、どちらを希望するか確認する。		注：※1緩和型サービスを希望した場合、毎月第1木曜日に開催している地域ケア会議において協議・検討された後、利用開始となる。(居宅介護支援事業所が担当している場合は、地域包括支援センターに引き継ぐ。)
	④暫定プランの内容についてサービス担当者会議を開催する。計画書の内容を説明し、同意を得る。 ※サービス担当者会議では、もし、認定結果で見立たと異なる要介護が出た場合のサービス利用料等について説明、同意を得ておく。 ↓ サービスの暫定利用を開始する。		※3居宅サービス計画依頼届出書の提出や本プラン作成は、認定結果が出てから、できるだけ速やかに行うこと。 ※4緩和型サービスを暫定利用している場合は、認定結果が出ていなくても翌月に請求可能。
	⑥認定審査会予定日を肝付町介護保険係に問い合わせる →翌月が認定審査会日であることを確認する。		認定審査会予定日を伝える。
	認定決定月(翌月)	⑦要介護認定審査会の翌日の午後以降に認定結果を肝付町介護保険係に確認する。 ↓ ⑧結果は、 見立たと異なる介護度が出る。計画作成担当者を速やかに探す。見つからない場合は、介護保険係に相談する。	
⑨前月の暫定プランは自己作成プランとして取り扱うことになる。 ※5 暫定プラン作成者は結果が分かり次第、自己作成プランがあることを速やかに介護保険係担当者に報告する。			※6 翌月始めに、係担当者は国保連に自己作成プランがあることを報告。 ・暫定(自己作成)プラン、サービス担当者会議の要点、給付管理票、サービス利用票及び別表実績を受付ける。 ・サービス事業所から請求明細書を受付ける。
⑩肝付町介護保険係に提出する書類は、給付管理票、サービス利用票実績と別表、暫定プラン(本人のあるものの写し)一式、サービス担当者会議の要点の写し。(翌月10日まで)			
⑪サービス事業所は、請求明細書を肝付町介護保険係に提出する。(翌月10日まで)			
⑫計画作成担当者が決まり、暫定プランを作成した計画作成担当者から引き継ぐ。計画作成担当者は、速やかに本(確定)プランを作成し、利用者及びその家族への説明及び同意を得て利用者や各関係機関の担当者へ交付する。サービスの開始日は、認定結果の確定日を記載する。 ⑬⑫と同時期に、居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書を肝付町介護保険係に速やかに提出し、開始日は認定結果日とする。			・居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書を受け付ける。 ・開始日は、認定結果確定日
翌々月			・自己作成プランの給付管理票、請求明細書を国保連に送る

○ ⑨本(確定)プラン2表の「目標」や「サービス利用の開始日」は、「認定結果日」以降で記載する。

○ 計画作成担当者が見つからない、請求の仕方がわからない等不明な点があった場合は、介護保険係に相談する。

○ 利用者に対するケアマネジメントの一連の流れは、支援経過記録に時系列に整理して記載しておく。